第85期 損益計算書 (平成18年4月1日から) (平成19年3月31日まで)

(単位:百万円)

	(平成19年	3月31日まで/	<u>(単位:日万円)</u>
科	目	金	額
を	金利、金)等替)络証信の常にのできる。そのできると、「養育」のでは、「食い、食い、食い、食い、食い、食い、食い、食い、食い、食い、食い、食い、食い、食	48,978 27,069 21,495 292 2 8 109 8,473 1,667 6,806 8,754 6 7,297 1,450 9,600 8,568 111 920 15,854 4,261 1 16 9,613 254 443 89 1,170 2 3,746 340 3,406 451 170 2 171 18 88 25,132 20,770 1,321 2,948 8 921 1,084	75,807 65,955
(の他) 権 産 の他 権 産 産 常別却別定 経特 間 固 経	取 立 益	14,485 795_	9,851 795 300
固定資産	処分損失損失額	106 6 186	10,347 40 42 4,316 6,033

- 注1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 476百万円 役務取引等に係る収益総額 64百万円 その他業務・その他経常取引に係る収益総額 14百万円 関係会社との取引による費用 資金調達取引に係る費用総額 1百万円 役務取引等に係る費用総額 1,061百万円 その他業務・その他経常取引に係る費用総額 76百万円 その他の取引に係る費用総額 1,935百万円

- 3.1株当たり当期純利益金額 238円08銭
- 4.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 225円55銭
- 5.「その他の経常費用」には、債券ポートフォリオの見直しに伴う債券売却損13.864百万円を含んでおります。
- 6.当行は管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店は当該グループ単位)でグルーピングを行っております。その結果、以下の資産グループについて継続的な地価の下落により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額6百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
大阪府内	遊休資産	土地	5百万円
大阪府外	遊休資産	土地	1百万円
合計			6百万円

なお、当期において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して 算定しております。

- 7.「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から「特別損失」に区分掲記しておりました「動産不動産処分損」は、「固定資産処分損」として区分掲記しております。
- 8. 従来は損益計算書の末尾において当期未処分利益の計算を表示しておりましたが、当期より株主資本等変動計算書を作成し、資本金、準備金及び剰余金の状況を表示しております。なお、これに伴い、利益処分案は当期より作成しておりません。